

1. 議事日程（令和2年第2回北広島町議会臨時会）

令和2年7月20日  
午前10時開会  
於 議 場

- |             |                                                  |
|-------------|--------------------------------------------------|
| 日程第1        | 会議録署名議員の指名について                                   |
| 日程第2        | 会期の決定について                                        |
| 追加日程第1      | 議長の辞職について                                        |
| 追加日程第2      | 議長の選挙                                            |
| 追加日程第3      | 副議長の選挙                                           |
| 追加日程第4      | 議席の一部変更                                          |
| 追加日程第5      | 議長の常任委員会委員の辞任                                    |
| 追加日程第6      | 議長の議会運営員会委員の辞任                                   |
| 追加日程第7      | 常任委員会委員の選任                                       |
| 追加日程第8      | 議会運営委員会委員の選任                                     |
| 追加日程第9      | 芸北広域環境施設組合議会議員の辞職                                |
| 追加日程第10     | 芸北広域環境施設組合議会議員の選挙                                |
| 日程第3 報告第8号  | 専決処分の報告について<br>(林道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて) |
| 日程第4 議案第56号 | 令和2年度北広島町一般会計補正予算（第3号）                           |
| 日程第5 議案第57号 | 令和2年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第1号）                   |

2. 出席議員は次のとおりである。

|          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 1番 濱田芳晴  | 2番 美濃孝二  | 4番 湊俊文   |
| 5番 敷本弘美  | 6番 森脇誠悟  | 8番 山形しのぶ |
| 9番 亀岡純一  | 10番 梅尾泰文 | 12番 服部泰征 |
| 13番 伊藤淳  | 14番 中田節雄 | 15番 大林正行 |
| 16番 宮本裕之 |          |          |

3. 欠席議員は次のとおりである。

3番 真倉和之

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|        |      |       |      |        |      |
|--------|------|-------|------|--------|------|
| 町長     | 箕野博司 | 副町長   | 中原健  | 教育長    | 池田庄策 |
| 芸北支所長  | 清見宣正 | 大朝支所長 | 竹下秀樹 | 豊平支所長  | 細川敏樹 |
| 危機管理課長 | 野上正宏 | 総務課長  | 畑田正法 | 財政政策課長 | 植田優香 |

まちづくり推進課長 沼田真路 福祉課長 芥川智成 保健課長 迫井一深  
商工観光課長 中川克也 建設課長 川手秀則 学校教育課長 植田伸二  
生涯学習課長 西村 豊

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 坂本伸次 議会事務局 小川友里江

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） おはようございます。省エネ・節電対策の取り組みの一環として、本議会においても服装をクールビズに努めることとしております。暑い方は上着をとっていただいても結構です。皆さまのご理解・ご協力をお願いします。ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回北広島町議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮本裕之） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、14番、中田議員、15番、大林議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（宮本裕之） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。従って、本臨時会の会期は、本日1日に決定いたしました。暫時休憩します。説明員の退席を求めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 02分 休憩

午前 10時 04分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） 再開します。ここで、一身上の都合により議長職を辞職したいので、副議長と交代します。暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 05分 休憩

午前 10時 07分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（濱田芳晴） 再開し、会議を続けます。ただいま、宮本議長より議長の辞職願の提出がありました。お諮りします。議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○副議長（濱田芳晴） ご異議なしと認めます。従って、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第1 議長の辞職について

○副議長（濱田芳晴） 追加日程第1、議長の辞職についてを議題とします。地方自治法第117条の規定に基づき、宮本議長の退席を求めます。（宮本議長退席）

○副議長（濱田芳晴） 事務局に辞職願を朗読させます。事務局

○事務局長（坂本伸次） 北広島町議会副議長濱田芳晴様。辞職願。この度、一身上の都合により議長職を辞職したいので、許可されるよう願います。令和2年7月20日。北広島町議会議長 宮本裕之。以上でございます。

○副議長（濱田芳晴） これで辞職願の朗読を終わります。お諮りします。議長の辞職については、許可することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○副議長（濱田芳晴） ご異議なしと認めます。従って、議長の辞職については、許可することに決定しました。宮本議員の入場を求めます。（宮本議員入場）

○副議長（濱田芳晴） お諮りします。宮本議長の辞職に伴い、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○副議長（濱田芳晴） ご異議なしと認めます。従って、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第

2として、直ちに議題とすることに決定しました。ここで暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 10分 休憩

午前 10時 15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（濱田芳晴） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 追加日程第2 議長の選挙

○副議長（濱田芳晴） 追加日程第2、議長の選挙を行います。議場の出入り口を閉めます。（議場閉鎖）

○副議長（濱田芳晴） 選挙は投票により行います。議長選挙は、意思表示の有無にかかわらず、最多得票数を得た議員が当選者となります。ただいまの出席議員は13名です。投票用紙を配ります。（投票用紙配付）

○副議長（濱田芳晴） 念のために申し上げます。投票は単記の無記名です。投票用紙の配付漏れはありませんか。配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。（投票箱点検）

○副議長（濱田芳晴） 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順次投票をお願いします。10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 10番、梅尾であります。従来議長選挙の場合は、そこに登壇をして所信表明をしていたというふうな記憶が、私はございますが、何によって立候補するのか、先ほどの全協では、若干の意見は述べさせていただきましたけども、その省略は必要あるのか、今までであったことがないのが、なぜ今の流れになるのか、お聞きしたいと思います。

○副議長（濱田芳晴） 事務局長。

○議会事務局長（坂本伸次） 全員協議会の場で、先ほど意思表明をしていただきました。もう既にこの場は本会議でございます。従いまして、この場ではできないということでございます。以上です。

○副議長（濱田芳晴） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） そうであるなら、全協の場でしっかりと説明をしていただいて、そこで所信の弁をしっかりと述べるなら述べるということが出来るわけですが、今日は、今までここでテレビ中継をしながらということがあったわけですが、そこに変更されたこと、あるいは変更される理由を私は理解をしてないし、伝わってません。そこのところをもう一度、本当に手続的に漏れがない、理解してもらった上で物事が進んでいるというふうには理解できてません。

○副議長（濱田芳晴） 事務局長。

- 議会事務局長（坂本伸次） 先の15日の全員協議会においても、立候補制をうちは取っておりませんので、意思表示は全員協議会の場でというふうに、はっきり申し上げております。また、先ほども全員協議会の場で、議長選への意思表示というのを申し上げてくださいと、私のほうは言いました。ということで、この場では議長選の意思表示ということはできません。以上です。
- 副議長（濱田芳晴） 梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 前回もそうでありましたけども、この場で全協という形で、所信演説をしてきたという経過がありますが、そのことから変更するのであれば、先ほど全協で言うたけえ理解してくれということ、私は理解できません。なぜ前回と今回が違わにゃならんかったのか。違わにゃならんかったという理由が、本当に理解できるような進め方ができているというふうには思いません。再度求めます。
- 副議長（濱田芳晴） 事務局長。
- 議会事務局長（坂本伸次） 議長選挙におきましては、確かに全員協議会、こちらのほうで、本会議場で開会をさせてもらったことはございますが、この度は、全員協議会を委員会室でとお願いしております。従いまして、前回と違うというご意見はございましょうが、今回のこの議長選挙におきましては、委員会室のほうで意思表示をお願いしたわけでございます。以上でございます。
- 副議長（濱田芳晴） ほかに意見がありますか。梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 議長選挙をしようということになって、マスコミの方も来ておられますし、町民の方に開かれた形での議長選出になるというふうなことが、今、私は求められているというふうに思います。例えば、根回しによって物事が行われるというふうなことがあってはならないというふうに思いますし、そのことがこの度の河井克行買収事件とのつながりも出てくるというふうに思いますから、ぜひこういう場にしっかりと公な部分で公表できて、何を思っているのかという部分を明確にした形の選挙であるということが理想だというふうに思いますが、手続的には間違いのないのかもしれませんが、やはり私は腑に落ちるということにはなりません。そのことをしっかり申し上げておきたいと思っております。
- 副議長（濱田芳晴） まあそういうことでございますが、皆さん、そのほかの方、何かありますか。ないようでしたら、これで投票に移らせていただきます。事務局長が、議席番号と名前を呼び上げますので、順次投票をお願いいたします。
- 議会事務局長（坂本伸次） 2番、美濃議員。4番、湊議員。5番、敷本議員。6番、森脇議員。8番、山形議員。9番、亀岡議員。10番、梅尾議員。12番、服部議員。13番、伊藤議員。14番、中田議員。15番、大林議員。16番、宮本議員。1番、濱田議員。（点呼・投票）
- 副議長（濱田芳晴） 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、美濃議員並びに4番、湊議員を指名します。これより開票を行います。立会をお願いします。（立会人登壇）
- 副議長（濱田芳晴） それでは開票を行ってください。（開票）
- 副議長（濱田芳晴） 選挙の結果を報告します。投票総数13票、有効投票12票、無効投票1票です。有効投票のうち、濱田議員9票、梅尾議員2票、大林議員1票。以上です。この選挙の法定得票数は4票です。従って、濱田議員が議長に当選されました。議場の出入り口を開き

ます。(議場開鎖)

○副議長(濱田芳晴) 会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知を行います。ここで、私が演壇において発言をいたします。

○議長(濱田芳晴) 私、濱田が当選をさせていただいたわけですが、残りの任期も少なくなってきたわけですが、政治の空白をつくるわけにはいかんと。それから、新型コロナウイルスが、第2波とは言いにくいですが、どんどんと全国で広まってきております。政治の中で、基金はなかなか多くはないわけですが、それでも町民の経済活動がどうしてもスムーズにやっ  
ていかにやいけん。これについて、政治の世界もできるだけのことをやっていかにやいけん。そうすれば、議員各位のそれぞれの尊い発言を尊重しながら、議長として取りまとめをやっていきたいと思います。今後ともどうかよろしく願います。

○議長(濱田芳晴) それぞれの各位のご協力ありがとうございました。暫時休憩します。10分後の45分から再開をします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 35分 休憩

午前 10時 45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(濱田芳晴) 再開し、会議を続けます。お諮りします。議長選挙の結果に伴い、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長(濱田芳晴) ご異議なしと認めます。従って、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることに決定しました。暫時休憩をさせていただきます。11時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 47分 休憩

午前 11時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(濱田芳晴) 再開し、会議を続けます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 追加日程第3 副議長の選挙

- 議長（濱田芳晴） 追加日程第3、副議長の選挙を行います。議場の出入り口を閉めます。（議場閉鎖）
- 議長（濱田芳晴） 選挙は投票により行います。副議長選挙は、意思表示の有無にかかわらず、最多得票数を得た議員が当選者になります。ただいまの出席議員は13名です。投票用紙を配ります。（投票用紙配付）
- 議長（濱田芳晴） 念のために申し上げます。投票は単記の無記名です。投票用紙の配付漏れはありませんか。配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。（投票箱点検）
- 議長（濱田芳晴） 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。
- 議会事務局長（坂本伸次） 2番、美濃議員。4番、湊議員。5番、敷本議員。6番、森脇議員。8番、山形議員。9番、亀岡議員。10番、梅尾議員。12番、服部議員。13番、伊藤議員。14番、中田議員。15番、大林議員。16番、宮本議員。1番、濱田議員。（点呼・投票）
- 議長（濱田芳晴） 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に5番、敷本議員、6番、森脇議員を指名します。これより開票を行います。開票の立会いをお願いします。それでは開票を行ってください。（開票）
- 議長（濱田芳晴） 選挙の結果を報告します。投票総数13票、有効投票13票、無効投票0票。有効投票のうち、湊議員9票、梅尾議員3票、服部議員1票。以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票です。従って、湊議員が副議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。（議場開鎖）
- 議長（濱田芳晴） ただいま副議長に当選されました湊議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知を行います。ここで湊議員の発言を許します。
- 副議長（湊俊文） このたび副議長に推挙いただきました湊でございます。先ほど濱田新議長が誕生したことを受けて、議会の内政、外政及び町執行部との協議、連携、そういうことを支えるために、私としては議員必携に則り副議長の職を全うしたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。ありがとうございました。
- 議長（濱田芳晴） 各位のご協力をありがとうございました。議長選挙並びに副議長選挙の結果に伴い、議席に変更が生じます。お諮りします。議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第4として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（濱田芳晴） ご異議なしと認めます。従って、議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第4として、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 追加日程第4 議席の一部変更

- 議長（濱田芳晴） 追加日程第4、議席の一部変更についてを議題とします。議長選挙並びに副議長選挙の結果に伴い、1番、濱田議員が16番席へ、4番、湊議員が1番席へ、16番、宮

本議員が7番席へ議席の一部変更を行います。次の会議から席を移動します。先ほどの議長選挙並びに副議長選挙の結果に伴い、各委員会委員の辞任及び選任に変更が生じます。お諮りします。議長の産業建設常任委員会委員の辞任、議長の議会運営委員会委員の辞任、常任委員会委員の選任、議会運営委員会委員の選任を日程にそれぞれ追加し、追加日程第5から追加日程第8として議題とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

- 議長（濱田芳晴） ご異議なしと認めます。従って、議長の産業建設常任委員会委員の辞任、議長の議会運営委員会委員の辞任、常任委員会委員の選任、議会運営委員会委員の選任を日程にそれぞれ追加して、追加日程第5から追加日程第8として議題とすることに決定しました。ここで発言を行いたいので、副議長と交代します。暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 16分 休憩

午前 11時 17分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 副議長（湊俊文） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第5 議長の常任委員会委員の辞任

- 副議長（湊俊文） 追加日程第5、議長の産業建設常任委員会委員の辞任について議題といたします。1番、濱田議員の発言を許します。
- 1番（濱田芳晴） この度、産業建設常任委員会委員を辞任したいので、許可されるよう、よろしく願いいたします。
- 副議長（湊俊文） 以上で、議長の発言を終わります。地方自治法第117条の規定により、濱田議長の退席を求めます。（濱田議長退場）
- 副議長（湊俊文） 本件についてお諮りします。議長の産業建設常任委員会委員の辞任を許可することについてご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 副議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。従って、議長の産業建設常任委員会委員の辞任を許可することに決定しました。濱田議長の入場を求めます。（濱田議長入場）

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第6 議長の議会運営委員会委員の辞任

- 副議長（湊俊文） 追加日程第6、議長の議会運営委員会委員の辞任について議題といたします。

1 番、濱田議員の発言を許します。

- 1 番（濱田芳晴） この度、議会運営委員会委員を辞任したいので、許可されるよう、よろしくお願いいたします。
- 副議長（湊俊文） 以上で、議長の発言を終わります。地方自治法第117条の規定により、濱田議長の退席を求めます。（濱田議長退場）
- 副議長（湊俊文） 本件についてお諮りします。議長の議会運営委員会委員の辞任を許可することについて、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 副議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。従って、議長の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定しました。濱田議長の入場を求めます。（濱田議長入場）
- 副議長（湊俊文） ここで暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 24分 休憩

午前 11時 25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（濱田芳晴） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第7 常任委員会委員の選任

- 議長（濱田芳晴） 追加日程第7、常任委員会委員の選任についてを議題とします。常任委員会委員の選任については、北広島町議会委員会条例第7条第4項の規定により、宮本議員を産業建設常任委員会委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（濱田芳晴） ご異議なしと認めます。従って、ただいま指名しました宮本議員を産業建設常任委員会委員に選任することに決定しました。ここで暫時休憩をします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 28分 休憩

午前 11時 30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（濱田芳晴） 再開します。先ほど選任いたしました産業建設常任委員会の委員互選による正副委員長の結果が通知されておりますので、ご報告いたします。産業建設常任委員会委員長に伊藤議員、副委員長に亀岡議員。以上のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第8 議会運営委員会委員の選任

○議長（濱田芳晴） 追加日程第8、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。議会運営委員会委員の選任については、北広島町議会委員会条例第7条第4項の規定によって、伊藤議員を議会運営委員会委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（濱田芳晴） ご異議なしと認めます。従って、ただいま指名しました伊藤議員を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。ここで、宮本議員による発言の申し出がありますので、これを許します。16番、宮本議員。

○16番（宮本裕之） この度、芸北広域環境施設組合議会議員を辞任したいので、許可されるよう願います。

○議長（濱田芳晴） お諮りします。芸北広域環境施設組合議会議員の辞職についてを日程に追加し、追加日程第9として、議題とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（濱田芳晴） ご異議なしと認めます。従って、芸北広域環境施設組合議会議員の辞職についてを日程に追加し、追加日程第9として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第9 芸北広域環境施設組合議会議員の辞職

○議長（濱田芳晴） 追加日程第9、芸北広域環境施設組合議会議員の辞職についてを議題とします。地方自治法第117条の規定に基づき、宮本議員の退席を求めます。（宮本議員退場）

○議長（濱田芳晴） お諮りします。宮本議員の芸北広域環境施設組合議会議員の辞職を許可することに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（濱田芳晴） ご異議なしと認めます。従って、宮本議員の芸北広域環境施設組合議会議員の辞職を許可することに決定しました。宮本議員の入場を求めます。（宮本議員入場）

○議長（濱田芳晴） 暫時休憩にさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 36分 休憩

午前 11時 38分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（濱田芳晴） 再開します。芸北広域環境施設組合議会議員の辞職に伴い、令和2年7月20日付け芸広組第81号により、芸北広域環境施設組合議会議員の選出について、同組合から議員選出の依頼が届いております。お諮りします。芸北広域環境施設組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第10として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（濱田芳晴） ご異議なしと認めます。従って、芸北広域環境施設組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第10として、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第10 芸北広域環境施設組合議会議員の選挙

- 議長（濱田芳晴） 追加日程第10、芸北広域環境施設組合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選として、議長が指名したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（濱田芳晴） ご異議なしと認めます。従って、選挙の方法は、指名推選として、議長が指名することに決定しました。芸北広域環境施設組合議会議員に濱田議員を指名します。お諮りします。濱田議員を芸北広域環境施設組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（濱田芳晴） ご異議なしと認めます。従って、芸北広域環境施設組合議会議員に濱田議員が当選されました。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知を行います。ここで暫時休憩します。午後1時から再開します。説明員の入場を求めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 36分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（濱田芳晴） 再開し、会議を続けます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 報告第8号 専決処分の報告について

- 議長（濱田芳晴） 日程第3、報告第8号、専決処分の報告について報告を求めます。箕野町長。

- 町長（箕野博司） それでは、報告第8号につきまして、概要を説明します。議案集の1ページをお願いします。報告第8号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、林道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。詳細につきましては、担当から説明いたします。
- 議長（濱田芳晴） 建設課長。
- 建設課長（川手秀則） 報告第8号、専決処分の報告について、建設課からご説明申し上げます。議案書1、2ページをお願いします。地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分第7号のとおり、令和2年6月3日専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。内容について説明いたします。1、相手方の住所及び氏名は、記載のとおりです。2、事故の概要は、令和2年5月4日午後4時頃、細見字上杉10083番地付近、林道細見大塚線を走行中、道路陥没箇所を通過したことにより、右側前輪タイヤを損壊したものです。3、和解内容は、（1）町は、相手方に対し、損害賠償として1万4210円の支払い義務があることを認め、これを支払う。（2）町及び相手方は、今後一切、本件請求原因事項に関して、何ら債権債務を有しないことを確認する。以上、2点でございます。4、損害賠償額は1万4210円で、内訳は、タイヤの修繕費でございます。以上で報告を終わります。
- 議長（濱田芳晴） これより質疑を行います。質疑はありませんか。これをもって質疑を終わります。これで、報告第8号、専決処分の報告について、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第56号 令和2年度北広島町一般会計補正予算（第3号）

- 議長（濱田芳晴） 日程第4、議案第56号、令和2年度北広島町一般会計補正予算第3号を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、令和2年度補正予算の概要につきまして説明します。別冊の令和2年度補正予算書をお願いします。議案第56号、令和2年度北広島町一般会計補正予算第3号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9200万円を追加し、予算の総額を176億1400万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策、地域経済対策等のための事業を実施する補正などを行っております。また、地方債補正は第2表に目的別に計上しております。詳細につきましては、担当から説明いたします。
- 議長（濱田芳晴） 財政政策課長。
- 財政政策課長（植田優香） 議案第56号、令和2年度北広島町一般会計補正予算第3号につきまして、財政政策課からご説明申し上げます。事前に配付しております資料の令和2年度7月補正予算の概要をご覧ください。今回、一般会計の補正額は3億9200万円の増額補正で、補正後の予算額は176億1400万円となります。編成上のポイントは、国の新型コロナウイルス感染症対策に対応する補正予算第2号に伴い、ひとり親世帯の臨時特別給付金ほか、地域通貨補助金、畜産農家経営継続支援給付金、情報基盤整備事業特別会計繰出金などの追加でございます。中段から下段にかけては、一般会計及び特別会計の当初予算からの補正の状況を

掲載しております。裏面をご覧ください。7月補正における主要事業を掲載しております。表中右端に予算書計上のページを記載しておりますので、後ほど予算書と一緒にご覧いただければと思います。感染症予防、拡大防止対策に関する事業では、医療機関、介護事業所や公共施設の医療資材備蓄のための購入経費817万円を。小中学校の消毒液等の購入経費754万円の追加などを。また、情報基盤整備事業特別会計では、光ファイバー網整備を推進する事業補助金11億3400万円の追加を。個人に対する支援に関する事業では、ひとり親世帯の臨時特別給付金1190万円を。事業者、団体に対する支援に関する事業では、広島広域都市圏協議会が実施する神楽団の活動再開に向けての事業負担金34万円を。肉用牛・酪農農家への飼料代の助成に1100万円の追加などを。地域の経済対策に関する事業では、町内の消費喚起を促し町内事業者を支援する地域通貨ユート発行事業に2190万円を。観光事業者支援事業として、町内貸切バス、貸切タクシー運行費用の助成に500万円を。町内体験施設の利用支援事業に1800万円の追加など、総額で3億9200万円の補正予算を計上しております。以上で財政政策課からの説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

- 議長（濱田芳晴） 以上で、提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、伊藤議員。
- 13番（伊藤淳） 13番、伊藤淳です。インターネットFTTH、光ファイバー網の整備について質問いたします。プロポーザルは千代田まちづくりセンターのように一般公開するのです。今回、準備期間が短く、内容もプロポーザルによるところが多いと思いますが、これは繰出金の関係ですが、情報基盤整備事業特別会計補正予算のほうの質疑がよろしいでしょうか。すみません、後ほどにさせていただきます。
- 議長（濱田芳晴） それじゃあ情報基盤のほうで質疑をしていただきます。そのほか質疑はありませんか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。今回の補正予算は新型コロナ感染防止策のための、以前の第1次臨時交付金上限額1億1447万3000円で、今回、第2次臨時交付金上限額3億9464万7000円で、この2つを合わせますと合計5億912万円が北広島町に割り振られたのではないかと思います。これに対して、そのうち光ファイバー網整備とGIGAスクール整備にいくら、また何割充当したのか、お答えください。また、徹底した事業見直しで新型コロナ対策の財源を確保するよう6月議会で提案をいたしました。全協では2800万円の財源を確保できたとのことですが、間違いはないかどうか伺います。
- 議長（濱田芳晴） 答弁を求めます。財政政策課長。
- 財政政策課長（植田優香） まず、FTTHについてですが、2億6500万を繰り出しをしておりますので約53%、それからGIGAスクールについては約12%でございます。事業費の見直しによる2800万ということですが、今のところ各課から事業の見直しとして出されたものは、2800万円ということで間違いはございません。
- 議長（濱田芳晴） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 今、答弁がありましたけれども、FTTH関係とGIGAスクール関係で65%充当していると。そうしますと、残りは4割弱になるわけです。事業者や町民への直接的な感染対策として4割弱しか活用していないのではないかと。また、これからも行うということですが、事業見直しも2800万円にとどまっていると。そこで伺いますが、既に新型コロナの影響が解消し、町民の収入や事業者の売上げが回復して、今回の補正以上の支援策は必要が

ないという判断なのかどうか伺います。

○議長（濱田芳晴） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 必要のないということは思っておりませんで、今後も状況を見ながら、必要であれば、施策については考えていきたいと思えます。それから、FTTH化とGIGAスクールについてですが、第3次の臨時交付金がございます、それは補助事業に対する臨時交付金ということになっております。そちらのほうでの申請、要望をしておりますが、その臨時交付金が申請どおりに確保されるか確定はしていないということで、この度の2次の臨時交付金で充当をさせていただいております。

○議長（濱田芳晴） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 必要ないということはないですよ。必要があればやりますよということですが、町長に伺いますが、実際には必要なんですね。飲食業ではイベントや会合等が自粛され、売上げが大きく減少したままで、未だに解決していないというふうに言われています。また、町民の収入源の影響や、中国からの納品が遅れ、多くの業種の売上げが減っているのが実情ではないかと考えます。そうだとするならば、必要と今後するならばという話でありましたけれども、例えば、きたひろ事業者応援給付金が当初の想定の3割強しか申請、現在されていないと。7割弱まだ残っていると。そうだとするならば、この給付金の対象を広げる必要があるんじゃないかと。20%減収から50%の枠の中でなくて、もっと広げる必要があるというふうに考えていないのかどうか。また、第2波に備え、北広島町内にPCRセンターや発熱外来の設置を進めるため、活用する考えはないのかどうか伺います。

○議長（濱田芳晴） 町長。

○町長（箕野博司） 新型コロナウイルス対策につきましては、まだまだ状況を見ながら対策を打っていく必要もあるというふうに思っております。が、今のFTTH化の部分の臨時交付金からの枠もかなり大きな金額を予定をしております。国のほうには問い合わせをして、別枠で確保できるのかどうかということ聞いておりますが、まだ確約はないというような状況の中で、まずは、ある程度の確保をこれでさせていただいておるところであります。第3次のほうで要望額がきちっと付けば、コロナ対策等にも使えるというふうに考えております。

○議長（濱田芳晴） ほかに質疑はありませんか。12番、服部議員。

○12番（服部泰征） 12番、服部です。歳出の6ページなんですけど、地域通貨ユート発行で今回また2000万ぐらい付いてるんですけど、話によっては、やはり買う人が決まると、ユートは。同じ人が買うし、また、割と払える人が対象となっているということをよく聞くので、これが本当に困っている人に回るのかどうか、その辺をもう一度ちょっと、なぜこれを増やすのか、説明いただきたいと思えます。

○議長（濱田芳晴） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） ユートのことにつきましては、今回、当初の予定では5000万円の5万円ということで、1000人の方ご購入がいただけるというふうな、満額ですね、ということにしてございましたけれども、今回、プレミアムの率を5%アップした10%としまして、さらにご購入いただける方が増えるということと、あと、発行額を2億円としたということで、満額で2000人の方ご購入をいただけるというふうに広げてさせていただいて、ご活用いただければというふうに考えております。

○議長（濱田芳晴） 服部議員。

- 12番（服部泰征） だから、このユートは、やはり今回活性化に寄与するというふうにとられて、ほかにもうちちょっと違う形に使う、それよりもこっちのほうがいいという考え方でいいですかね。
- 議長（濱田芳晴） 商工観光課長。
- 商工観光課長（中川克也） 町内の商工業者に対してご活用いただけるということに、そちらのお店とかに対してお使いいただけるということで、広く町内のそういった商店なり商工業者の方を利用していただいて、経済的な事業に賄っていただければというふうに考えております。
- 議長（濱田芳晴） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 次なんです。10ページなんですけど、小学校のネットワークの備品購入と、それから中学校の備品購入、これがマイナスになっているのは、FTTHのほうで付けてやるということでマイナスになったということですかね。
- 議長（濱田芳晴） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 10ページの備品購入費が減額になり、使用料及び賃借料を増額させてもらっております。これにつきましては、6月議会の補正で説明させていただきましたGIGAスクールへの対応につきまして、購入からリースに変更させていただいたことによるものでございます。以上でございます。
- 議長（濱田芳晴） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第56号、一般会計補正予算第3号の反対討論を行います。この補正予算の中には、新型コロナ対策として医療機関や介護事業所、放課後児童クラブなどへのマスクや防護服等の購入や畜産農家への飼料代の助成など賛同できる予算はあります。しかし、以下の理由で反対するものです。それは、新型コロナ対策の5億円以上の臨時交付金の6割も光ファイバー網事業などに使うからです。光回線化やGIGAスクール構想に反対するものではありませんが、まだまだ支援すべきことがたくさんある中で、これはあまりにも偏り過ぎています。質疑で町民の暮らしが安定し、事業者も売上げが回復しているかと聞いたところ、まだ影響があるような答弁で、まだやるべきことはあるということのお答えだったと思います。そうであるならば、もっと直接の支援を行い、暮らしと営業を守るべきです。後では間に合わなくなる。例えば、きたひろ事業者応援給付金の対象を拡大し、給付額も引き上げるべきです。府中町は全事業者に5万円給付しています。また、6月議会で提案したように、水道料金の免除や児童手当受給者への上乗せ、学校給食費の免除、さらには、第2波に備えて、内閣府も活用事例として認めているPCR検査センターや発熱外来の設置など、やるべきことはたくさんあります。内閣府は、自治体が必要と判断した新型コロナウイルス対策であれば、原則として使い道に制限は設けないとしています。町民の命や暮らし、営業を守るためやるべきことがたくさんあるにもかかわらず、光ファイバー網事業やGIGAスクール構想に極めて偏った臨時交付金の使い方には反対するものです。以上を理由として、この議案に反対いたします。議員各位のご賛同をお願いします。
- 議長（濱田芳晴） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。（起立多数）
- 議長（濱田芳晴） 起立多数です。従って、議案第56号、令和2年度北広島町一般会計補正予

算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第57号 令和2年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第1号）

- 議長（濱田芳晴） 日程第5、議案第57号、令和2年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第1号を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 予算書の次の仕切りをお願いします。議案第57号、令和2年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第1号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億3400万円を追加し、予算の総額を17億4500万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、北広島町F T T H化事業のための補正を行っております。また、地方債補正は第2表に目的別に計上しております。詳細につきましては、担当から説明いたします。
- 議長（濱田芳晴） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 議案第57号、令和2年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第1号につきまして、総務課からご説明申し上げます。歳出事項別明細書をお開きください。2款1項1目、情報化施設管理費の補助金を11億3400万円増加するものでございます。町内各家庭、各事業所等に光ファイバーケーブルを引き込むF T T H化事業につきまして、民設民営を予定しておりますので、この補助金は通信用光ケーブル設置工事者に対する補助費、事業費補助となっております。続きまして、歳入事項別明細書をご覧ください。一般会計繰入金として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした2億6500万円を計上し、過疎対策事業債として8億6900万円を計上しております。ご審議のほどよろしくお願いたします。
- 議長（濱田芳晴） 以上で、提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。13番、伊藤議員。
- 13番（伊藤淳） 13番、伊藤淳です。改めまして質疑をいたします。プロポーザルは千代田まちづくりセンターのように一般公開するのをお聞きいたします。理由としましては、今回この補正予算、準備期間が短く、プロポーザルによるところが大きいため、一般公開かどうかをお聞きいたします。2点目です。きたひろネットは今後、ケーブルテレビを専門にしていくという説明でした。インターネット環境の提供は、きたひろネットは今後担当するのか。もしくは、光ケーブル敷設をする予定である民間会社がインターネットのプロバイダー、インターネットの環境を提供する会社として北広島町に拠点を置くのか等、今後、運営に関する部分です。今回、これは事業の内容ではありませんけれども、一体として進めていくものとしてこちらをお聞きいたします。その際に、きたひろネットのテレビの利用に関する料金、これが増減があるかどうかをお聞きいたします。現在、インターネットの利用も含めてきたひろネット契約されている方がほとんどだと思います。データ利用量に応じて料金がとても高くなるといったような心配がありまして、これをお聞きいたします。3点目です。今回の事業の説明の中に、将来的に5Gも町内で使えるようにといった文言がありまして、今後使えるように整備していくのか、5Gですね、使えるように考えているかをお聞きいたします。聞く理由としましては、

5Gのミリ波、電波は直進性が高く、曲線の多い山間部等では弱いという現在特徴があります。また、距離的にも1.5kmではしっかりと利用できるけども、それ以上になってくるとだんだんだんだん減衰をしていく等の特徴がありますので、将来的に使えるようにするには、敷設の際にもう既にそういう端末の形を考えなきゃいけないのかなと思い、質問いたします。最後、4点目です。家庭への引き込み費用、こちらは現在のきたひろネットの敷設時には補助等があったと思いますが、今後、光ケーブル、FTTH化をする際に、各家庭での引き込みをする際に、町の補助等があるのかをお聞きいたします。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 何点かご質問いただきましたけども、漏れがあればまたご指摘ください。まず、1点目のプロポーザルについて公開なのかということをございますけども、現在のところ公開ということは考えておりません。プロポーザルにつきましては、できるだけ早い段階で公募を行いたいと思っておりますけども、期間とすれば、約1か月程度を予定しております。その後のプロポーザルということになると思っておりますけども、その部分については、まだ公開ということには決定しておりません。2点目の運営の話でございます。特にインターネットのご質問だったと思っておりますけども、今回の光化につきましては、このインターネット、特に大きな取組ということになっております。運営につきましては、民営ということを考えておりますので、民営で行ってまいりますけども、プロバイダー等の扱いにつきましては、またプロポーザルの中で考えていきたいと思っております。それと、テレビ関係でございますけども、テレビの放映に限らず、告知放送でありますとかコミュニティチャンネルにつきまして、現在のサービスでございますけども、これにつきましては、今の利用料の中でできるだけ収めていくと。負担増とならないような取り扱いを考えていきたいと思っております。また、3点目、5Gの関係でございます。これにつきましては、今回の高度無線の整備につきましては、この5Gの使用も視野に入れた整備であり、国の補助金でございますので、この5G、この北広島町でどのように活用できるかというのはあるんですけども、5Gが使えるような整備をしていくというふうなことでございます。また、最後の家庭への引込みの費用でございます。これにつきましては、できるだけ負担のかからないように、特に現在きたひろネットに加入の方につきましては、負担のないような形で引き込みを進めてまいりたいと思っておりますし、新規加入の方につきましては、またできるだけ加入していただくような方策を取っていこうと思っておりますので、その中でいろんな方法を考えてまいりたいと思っております。

○議長（濱田芳晴） 伊藤議員。

○13番（伊藤淳） 分かりました。漏れはないです。の上で、ちょっと加えた質問になります。プロポーザル、一般公開しないということだったんですけども、一般公開しない理由を知りたいです。まちづくりセンターも大きな事業だったので一般公開がありました。ただ、事業の向きが違うので、その理由をちょっとお聞きいたします。加えて、もう一つです。きたひろネットの、現在、利用料等の話をしたんですけども、結構分からないところもあると思うんですけども、できるだけありますが、利用のサービスの幅が広がるのであれば、負担増になっても利用料はいいという部分であれば、利用料が納得できる利用料金等であれば、それもいいのではないかと思います。この辺はプロポーザルの内容に入っているのかどうかです。例えば、5G必ず使えるように利用料金設定いたします、その場合はちょっと高いですよと。ただ、町内どこでも家のインターネットと同じように使えるみたいな案が出るかもしれないと思ったと

きに、利用料金はどのように考えられているのかです。今回、DXチームを作られて、専門的に取り組まれているものがあるとは思いますが、プロポーザルの中身をしっかりと審査してもらって、うちの町内に合った形でのものにしてもらいたいため、利用料金ちょっともう少し深くお聞きいたします。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） まず、1点目のプロポーザルの公開に関するものでございます。ご指摘のありましたように、プロポーザル、公開にしましたまちづくりセンターの事業でございます。あえて公開という形にしたのは、この1点だけだと思っております。その他のプロポーザル、かなりのものがありますけども、そのものについては、あえて公開ということにはしていません。このプロポーザルの内容につきましては、仕様書等を確定して、こういう内容で提案等をしてくださいというふうなきちんとした仕様を示して、これもホームページ等に公開しながら進めてきておりますので、中身については、そこである程度理解していただけるのではないかと、ということで、プロポーザルについて、あえて公開というふうなことをこれまでしてきたわけではございません。それと、利用料ですけども、先ほど申し上げましたように、現行のテレビだったり告知放送、そこら辺のものについては、形として変わりありませんので、現行のものを引き継ぎたいというふうに申し上げましたけども、インターネットにつきましては、高速化、高度化を進めてまいりますので、現在のサービス内容よりも、かなりスピードにつきましても格段に上がってくる予定としております。ギガビットレベルのサービス提供もできるというふうなことを考えておりますので、利用料につきましては、それに合わせた利用料にしたいと思っておりますので、高度な速度の速いものを利用いただければ、それなりの利用料の負担をお願いしたいというふうには思っております。また、5Gの関係ですけども、この5Gに限らず、高速化、高度化によってどういうことができるかというものにつきましては、庁舎内で作っておりますDXチーム、ここら辺、現在もいろんな内容について検討しているわけですけども、そういうところで検討しつつ、町民の皆さん、あるいは事業者の皆さんに声かけをしながらサービスの拡大を図っていきたいと思っております。

○議長（濱田芳晴） 伊藤議員。

○13番（伊藤淳） 理解いたしました。1点、今の中で少し気になった部分があるので、最後になります。5G等、もしくは今回光にすることによってギガレベルのものがあるということなんですが、今の現在、実測値での通信速度に対して、光にすると、ものによっては1000倍近くの差ができるような通信速度の差になったりもします。事実、確実に10倍以上の差ができますので、利用料、データ通信料に応じてということになると、10倍の料金かかるのかというようなイメージもちょっとありましたので、そうならないようにと思い、その点をちょっと確認したいと思います。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） インターネットの利用料ですけども、速度に応じて比例的に利用料が上がっていくのかということでもありますけども、ここら辺につきましては、その他の民間事業者、いろんなサービス等がほかにもございます。そこら辺とも整合性を取りながら進めてまいりたいと思っておりますので、極端に、これが高額になるというふうなことはないというふうに思っております。

○議長（濱田芳晴） ほかに質疑はありませんか。2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。総事業費が24億4400万円もの光ファイバー網整備事業を開始するため、今回は第1期として、第2次臨時交付金の6割もの2億6500万円を充当し、11億3400万円の補正予算を計上したものがこれでありました。これだけの巨額な事業にもかかわらず、全協ではこの計画の具体的内容を全く説明できませんでした。改めて伺おうとしたんですが、料金プラン、サービス内容、チャンネル数、利用者負担、先ほどの質疑で答弁はありましたが、いくら聞いても分からないことばかりです。プロポーザルで決まっていくと。そうであるならば、聞きたいんですけども、我々議員としては、内容がはっきりしないのに、議会に予算だけ承認を求め、その成立後、プロポーザルで業者を決め、事業を進めようというふうに思うわけですが、その際、プロポーザルのための仕様書の内容、こういうふうな内容でプロポーザルの案を出してくださいという、この内容はどういうものなのか、あるのかどうか、伺います。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） このFTTH化事業の内容でございます。今回の補正に上げさせていただいた事業につきましては、国の高度無線環境整備推進事業の対象となる事業についてのもを上げさせてもらっております。今後の町民、企業等の通信環境や利便性の向上を図るために、光ブロードバンド化を図るもので、この光ケーブルの敷設につきましては、その基盤整備でございます。この1期事業につきましては、幹線の光ケーブル化をするというのが事業そのものでございます。その後の利用につきましては、また2期のほうで宅内へ引き込んで、そこから現行のサービスをどうしていくのかというふうなことが展開されるわけですが、先ほど申し上げましたように、サービスにつきましては、基本的には現行のサービスを維持すると。テレビでありますとか、告知放送、コミュニティチャンネルにつきましては現行を維持して、利用料につきましても負担増にならないというふうなことを条件としてプロポーザルで提案を受けるというふうなことでございます。内容が分からないということではなくて、その範囲内でどれだけの提案をいただけるかというふうなことでございますので、そういう中で決定をしていきたいというふうなことでございます。

○議長（濱田芳晴） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 今回は、国の対象の事業で基盤整備だと言われますけれども、基盤整備はその後に行われる第2期に結び付くものじゃないかと。全く関係ないものではないはずですが、全体像が分からないのが現状で、みんな不安だろうと思います。利用料の問題も、今の段階に抑えたいと言いますが、これすべて抑えられるんですか。じゃあ何が変わるんですか。利用者の負担は何が変わるのか、教えてください。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 利用者の負担につきましては、先ほど伊藤議員のご質問にもありましたけれども、現行のサービスについては現状を維持すると。インターネット等のサービスにつきましては、サービス向上が図られますので、それに合わせたご負担をお願いしたいということでございます。この事業全体につきましては、先ほど申し上げましたように、光ブロードバンド化を全町で展開するというところでございます。このことにつきましては、これまでも各事業所、町民の皆さんからもいろいろご要望をいただいております。また、この活用あるいは効果、内容につきましても、この議会の中でいろいろ提案であり、お話をいただいているところでございます。そういうふうな未来へ向けた活用方法というものを期待、あるいは具体化しながら進

めていくところでございます。今回は、特にコロナ禍の影響で、テレワークあるいはウェブ会議等の活用、遠隔教育等の対応が急務となりましたので、国の前倒し予算に併せて進めていくものでございますので、内容につきましては、これまでと変わるものではございません。

○議長（濱田芳晴） そのほか質疑はありませんか。15番、大林議員。

○15番（大林正行） 先ほどの伊藤議員の質問の関連でございますけれども、全町内に光ファイバーケーブルを敷設することによって、5Gサービスがどこでも受けられる。それを町あるいは民設民営の会社が提供するような雰囲気聞こえました。私は、それが違うんじゃないかというふうに思いますけれども、それによって全町どこでも5Gが使えるようになるのかどうかをお伺いいたします。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 5Gの提供範囲でございます。今回は、この5Gが活用できるように、光ケーブルによって、その配信ケーブルのところを整備するものであって、これを使って5G活用をするというのは、今ご指摘がありましたように、民間企業であったり、それぞれの方が活用していくというふうなことになるかと思っております。5Gの中にも、ローカル5Gでありますとか、いろいろあります。そういうことで、全町域にこれを広めるというふうなことは現実問題なかなか難しいだろうと思っておりますので、政策的に拠点を定めて、この5Gを設置するというふうなことはあるかと思っておりますけれども、そこは、また民間事業者との話もさせていただきながら、その設置、活用を考えてまいりたいと思っております。

○議長（濱田芳晴） 大林議員。

○15番（大林正行） なぜこの質問をしたかと言いますと、きたひろネットを敷設するときに、サービス開始のときに、きたひろネットができれば、すべての地域が、携帯電話の不感地帯がなくなると。どこでもつながるといふような話がありました。実際にはそうではありませんでした。そういったことで、今回、携帯電話会社が提供しようと思っても、その基幹になる光ファイバーケーブルがないと提供することができません。それができるような設備を引いておく。あとは、携帯電話会社がそこでそのサービスを提供するかどうかというのは判断されるというふうに理解しておけばいいのかどうか、お伺いします。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） この5G活用につきましては、都市部においても始まったばかりでございます。それも、先ほどのお話がありましたように、民間事業者がどのように活用していくかということも、今、思案しながら進めているところでございますので、この活用につきましては、今ご指摘ありましたように、主体的には民間の事業者によって進めていただければと思っております。

○議長（濱田芳晴） そのほか質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第57号、令和2年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第1号の反対討論を行います。この計画全体そのものには、反対するものではありませんが、しかし、以下の理由でどうしても賛成できません。第1は、未だに新型コロナの影響が深く残っているのに、また、第2波に万全の備えが必要なのに、新型コロナ感染防止を目的とする臨時交付金の6割もつぎ込むからです。第2は、先ほども質疑で述べましたように、総額24億円もの大事業にもかかわらず、あまりにも性急で、さらに、光ファイバー網

事業の具体的内容を、質疑を聞きましたけれども、ほとんど理解ができない。分からないことが多過ぎる。はっきりするのはすべてプロポーザル後との印象です。これでは、町民から選ばれた議員として町民に説明もできず、責任が持てません。以上を理由として反対いたします。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（濱田芳晴） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。（起立多数）

○議長（濱田芳晴） 起立多数です。従って、議案第57号、令和2年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。以上で、本日の日程は全部議了しました。これで会議を閉じます。これで、令和2年第2回北広島町議会臨時会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 52分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~